

議案第44号

東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月4日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例

東京都板橋区特別区税条例（昭和39年板橋区条例第47号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「または」を「及び」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改め、同条第3項中「以下本項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第19条の2第1項に次の1号を加える。

(4) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条の規定による東京都知事の認可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連するもの

第19条の2第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第23条第1項ただし書中「及び第24条の3第1項」を「並びに第24条の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第24条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「次条第1項において同じ。」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第24条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項

において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、府令で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第9条第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第9条第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第24条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の

8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他府令で定める事項

付則第2条の3を次のように改める。

第2条の3 削除

付則第3条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

付則第3条の5の前の見出し及び同条を削る。

付則第3条の5の2に見出しとして「(区民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「付則第3条の5の2第1項」を「付則第3条の5第1項」に改め、同条を付則第3条の5とする。

付則第3条の6中「付則第13条の2第1項」の次に「、付則第13条の3第1項」を加え、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

付則第4条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、付則第3条の5の2第1項」を削る。

付則第5条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

付則第8条第3項第2号、付則第9条第3項第2号及び付則第10条第3項第2号中「、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項」を「及び付則第3条の5第1項」に改める。

付則第11条第1項各号列記以外の部分中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

付則第12条第5項第2号及び付則第13条第2項第2号中「、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項」を「及び付則第3条の5第1項」に改める。

付則第13条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第13条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第15条第1項及び第2項並びに第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第13条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第19条から第20条まで、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項前段、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条の3第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第21条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」

とあるのは「若しくは山林所得金額または付則第13条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは付則第13条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 付則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第13条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第14条第2項第2号中「、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項」を「及び付則第3条の5第1項」に改める。

付則第14条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第14条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項」を「及び第3条の5第1項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第15条の改正規定、付則第3条の5の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分を除く。）、付則第4条の改正規定、付則第8条から第10条までの改正規定、付則第11条の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分に限る。）、付則第12条の改正規定、付則第13条の改正規定及び付則第14条から第14条の3までの改正規定 公布の日
- (2) 第19条の2第2項の改正規定並びに付則第3条の6の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」

に改める部分に限る。)、付則第5条の2の改正規定及び付則第11条の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに次条第5項の規定 令和10年1月1日

- (3) 付則第3条の6の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び付則第13条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第4項及び第6項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の東京都板橋区特別区税条例(以下「新条例」という。)第19条の2第1項第4号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」と、「関連するもの」とあるのは「関連するもの又は同法による改正前の公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第2条第1項の規定による東京都知事若しくは東京都教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出したもの」とする。

2 新条例第24条の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第24条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の東京都板橋区特別区税条例第24条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

3 新条例付則第3条の5第1項及び第2項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する

法律（令和８年法律第１２号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第７条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第１６項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第１６項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第１７項に規定する特例既存住宅及び同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第１７項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第６項に規定する認定住宅等（同条第１８項の規定により同条第６項に規定する認定住宅等とみなされる同条第１８項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第２０項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第２０項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第１０項に規定する認定住宅等（同条第２１項の規定により同条第１０項に規定する認定住宅等とみなされる同条第２１項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

- ４ 前条第３号に掲げる規定による改正後の東京都板橋区特別区税条例付則第３条の６の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項

及び第6項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の区民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの区民税については、なお従前の例による。

5 新条例付則第11条第4項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例付則第11条第1項の土地等の譲渡について適用する。

6 新条例付則第13条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の区民税について適用する。

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、特定暗号資産に係る課税の特例を定め、公的年金等受給者の扶養親族等申告書等に係る所要の措置を講じ、医療費控除、住宅借入金等特別税額控除等の適用期限を延長等するほか、所要の規定整備をする必要がある。